



# Progress ~進歩~

一期一会

令和7年5月号(広告)  
2025年5月発行  
三宅税理士法人  
代表社員 鳥越 俊佑  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
倉敷市中島2370番地14  
TEL 086-466-1255  
FAX 086-466-1288  
第216号  
発行担当者:寺元星里音

鮮やかに映える新緑、清楚なすずらん、日ごとにきらめく日差し、春から夏へ移ろう清々しい季節となりました。貴社の皆様におかれましてもエネルギーに満ち溢れ、ますますご清栄のことと存じます。さて、新年度がスタートして早くも1ヶ月が経ちました。毎月の給与計算に加え、退職された方の手続き、新入社員の方の手続き等でご多用かと存じます。そこで今回のテーマは主に4月から改正がありました項目について紹介させていただきます。

## 今月のテーマ：2025年4月からの改正

### <育児・介護休業法> 令和7年4月1日から施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

#### ①子の看護休暇の見直し ★義務：就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②は撤廃

#### ②所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大 ★義務：就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

#### ③短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加 ★選択する場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

#### ④育児のためのテレワーク導入 ★努力義務：就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

#### ⑤育児休業取得状況の公表義務適用拡大 ★義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

- 公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- 年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- より具体的な公表内容や算出方法は、下記のURLより確認してください。  
「[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533\\_00006.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html)」

#### ⑥介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 ★労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②は撤廃

#### ⑦介護離職防止のための雇用環境整備 ★義務

介護休業や介護料率支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

#### ⑧介護離職防止のための個別の周知・意向確認等 ★義務

- (1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認
- (2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

#### ⑨介護のためのテレワーク導入 ★努力義務：就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講じることが、事業主に努力義務化されます。

### <雇用保険料率が変わりました> 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

事業の種類	①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
(変更前)	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
(変更前)	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000
(変更前)	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

### <4月より車検を受けられる期間が伸びます>

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改定し、車検証の有効期間満了日の2か月前から受けられることとしました。

### <自動車税・軽自動車税の納付>

毎年5月上旬ごろ、4月1日現在、自動車等を所有している方には自動車税納税通知書が届きます。お手元の納税通知書の期限を確認の上ご納付をお願いいたします。

### <デジタル遺産>

デジタル遺産とは故人がデジタル形式で保管していた財産のことです。パソコンなどでログインしてネット銀行や、ネット証券の口座などの電子データで保管や管理をされていた方は本人以外ではその存在を把握することが難しいといったケースがあります。遺産の存在に気づかないまま財産そのもの相続することができないこともあり、またそのまま相続人が気づかずに相続手続きをしてしまった場合、事後に財産の存在が判明した時には遺産分割協議のやり直しや期限後申告、修正申告などが必要になり相続トラブルに発展するケースもあり得ます。相続人がその存在を把握できるように生前のうちに遺言書やエンディングノートなどの紙にデジタル遺産の内容やアクセス方法、設定したIDやパスワードを記録し、相続人が相続手続きをスムーズに行えるようにしておくことが大切です。

## <Visionのご案内>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision  
今月の開催日は5月15日(木)です。  
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
5月15日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月9日(金)
6月12日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月6日(金)
7月10日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月4日(金)

## <5月のカレンダー>

12	月	*4月分源泉所得税・住民税の納付期限
15	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
31	土	*3月決算法人の確定申告期限・納付期限
		*9月決算法人の中間申告期限・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(消費税の年税額400万円超の6・12月決算法人) *消費税(毎月納付3月分)の納付期限

※5月31日は土曜日の為納付期限は6月2日となります。



当社は赤い羽根共同募金  
寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています